

各 位

会 社 名 株式会社 東芝

東京都港区芝浦1-1-1

代表者名 代表執行役社長 綱川 智

(コード番号:6502 東、名)

問合せ先 執行役常務 長谷川 直人

Tel 03-3457-2100

当社海外子会社に対する仲裁申立に関するお知らせ

当社子会社の杭芝機電有限公司(以下、杭芝)に対して、仲裁の申立がなされた旨、5月7日に把握したことから、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 杭芝が仲裁廷の開廷通知書を受領した日 2018年5月3日 (中国現地時間)

2. 仲裁申立の概要及び経緯

原告は、2014年8月に、光触媒製品(注)の販売代理店契約を杭芝と締結しましたが、杭芝に起因する製品不備により、販売に支障を来したとの主張のもと、同社の保有する在庫に対する補償費用等を求めて、仲裁を申立てました。 (注)光触媒を使った空気浄化製品

3. 原告の概要

(1) 名称: 愛之馨(上海)家化有限公司

(2) 所在地: 中華人民共和国(上海)自由貿易試験区加太路 29 号 2 号楼東部 301-A06 室

(3) 代表者: 曹国平(執行董事)

(4) 資本金: 8百万中国元(約138百万円)

(5) 事業内容: 化学工業技術、省エネ技術、浄化技術領域に関する技術開発、技術譲渡、 技術コンサルティング業務、技術サービス。自動車、自動車部品、化粧品、 服装靴帽、工芸品、電子製品、日用百貨、繊維製品、機電設備、機電製品、 洗剤、コンピューター、ソフトウェア及び補助設備、消防器材等の販売

4. 仲裁申立の内容

原告は、杭芝に対して、1,193万人民元(約2億円)の支払を求めております。

5. 当社子会社の概要

杭芝機電有限公司

(1) 所在地: 中華人民共和国浙江省杭州市教工路 27 号

(2) 代表者: 隅田 敏(董事長)

(3) 資本金: 7億円

(4) 事業内容: 車載用モータ、LED照明、光触媒製品等の製造販売及びそれらに使用さ

れる部品の調達輸出業務、コンサルティング業務

6. 今後の対応

仲裁申立の内容を精査した上で、適切に対応して参ります。なお、本件仲裁申立が当社の業績に与える影響は軽微であり、2018年2月14日に公表の2017年度業績見通しに変更はありません。

以上